

土地寄附受入に関するガイドライン策定

令和3年9月から運用開始

これまで土地の寄附は、原則的に道路、事業用地目的以外、受け付けてこなかったが、今後、少子高齢化に伴う人口減少が進み、単身世帯が増える中、自己所有地を市に寄附したいとの要望が増えることが予想されることを踏まえ、市財務規則に定めるもののほか、寄附受入の基準を明確にし、受入要件を満たした土地の寄附行為を受けするため、ガイドラインを策定した。

○寄附受入要件概要

寄附受入要件	具 体 例
・維持管理経費等が著しく市の財政的な負担とならないこと	土壌汚染等のおそれがないこと 土留擁壁等の法面補強が必要ない 木の伐採や除草作業等に多額の費用を要しないもの 建築物や工作物がある場合には使用可能なもの
・係争の原因となるおそれがないこと	境界が確定しており、境界を杭等で現地確認できる 隣接地と係争等がなく、全ての隣接地権利者から同意がある（書面） 所有権以外の権利（抵当権・地上権・差押等）が登記されていない 申請地の権利者が明確であり、全ての権利者の承諾がある（書面） 申請者及び土地の権利者が反社会的勢力に属していない
・土地利用の制限がないこと	一筆の土地であり、その半分や一部分でない 私的な財産（上下水道管やガス管等）が埋設していない 平場面積の3割を法面・三角地等が超えていない 一筆もしくは寄附面積が200㎡以上である 建築基準法の幅員4m以上の道路（私道は除く）に2m以上接している

○スケジュール 令和3年9月から運用開始

○事業効果 将来的に笠間市のまちづくり等の用地となりうる物件の取得を期待

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 資産経営課 担当: 田辺・島田

電話番号: 0296-77-1101 (内線571) ファックス番号: 0296-77-1324 e-mail: shisanke@city.kasama.lg.jp